

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	難病患者に対する医療の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県知事は、難病患者に対する医療の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県知事

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病患者に対する医療の支給に関する事務
②事務の概要	<p>指定難病患者のうち、認定基準を満たす者に対して医療受給者証を交付の上、医療費助成を行う。支給認定に際しては、患者の属する世帯の住民税の課税状況に応じ、自己負担限度額を決定する。その他、患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証に反映させる他、申請に応じて要支援者に対する証明に関する情報を提供する。また、次のとおりPublic Medical Hub(PMH)活用した情報連携を行う。</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る指定難病医療費の支給に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	指定難病等医療費助成システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
難病医療費受給者情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 131の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第71条各号 番号法19条6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、80、125、161の項</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部疾病対策課
②所属長の役職名	疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健医療部疾病対策課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3245 総務部法務文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-4161

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健医療部疾病対策課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3245
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月21日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月21日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録に係る横断的なガイドラインに従い、宛名登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> [十分に行っている] </div> <div style="width: 35%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] </div> <div style="width: 35%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> [十分である] </div> <div style="width: 35%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するような様式を使用している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	参事兼疾病対策課長 味木 和喜子	参事兼疾病対策課長 山下 輝夫	事後	人事異動
平成29年5月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部文書課県民情報センター	企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	組織改編
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 (平成26年11月12日厚生労働省令第121号) 第25条	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第71条各号	事後	修正
平成30年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二 26、56の2、87の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第6号、第44条第1号リ	事後	時点修正
平成30年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二 120の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 120の項 番号法別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3各号	事後	時点修正
平成30年7月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	参事兼疾病対策課長 山下 輝夫	参事兼疾病対策課長	事後	様式変更
平成30年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	IV リスク対策	—	記載のとおり	事後	様式変更
令和2年7月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部健康局疾病対策課	健康福祉部感染症等対策室疾病対策課	事後	組織改編
令和2年7月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	参事兼疾病対策課長	疾病対策課長	事後	組織改編
令和2年7月29日	I 関連情報 6. 他の評価実施機関		なし	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年7月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部健康局疾病対策課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3245 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711	健康福祉部感染症等対策室疾病対策課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3245 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	事後	組織改編 記載内容の変更
令和2年7月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部健康局疾病対策課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3245	健康福祉部感染症等対策室疾病対策課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3245	事後	組織改編
令和2年7月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年5月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部感染症等対策室疾病対策課	保健医療部感染症等対策室疾病対策課	事後	組織改編
令和4年5月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部健康局疾病対策課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3245 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711	保健医療部感染症等対策室疾病対策課 神戸市中央区 下山手通5-10-1 078-362-3245 総務部法務文書課県民情報センター 神戸市中央区 下山手通4-16-3 078-362-4161	事後	組織改編

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部感染症等対策室疾病対策課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3245	保健医療部感染症等対策室疾病対策課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3245	事後	組織改編
令和4年5月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年5月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年1月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年1月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年1月1日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	重大事故発生に伴う変更
令和5年6月26日	I 基本情報 ①システムの名称	難病医療費管理システム	指定難病等医療費助成システム	事前	再実施に伴う変更
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 保管場所	【特定疾病受給者証発行システム】 ・課内のパソコン及びサーバに保管。 ・パソコン、サーバへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要である。	【指定難病等医療費助成システム】 ・専用IDカードにて入退室管理を行っている区域(庁内)に設置したサーバに保管している。	事前	再実施に伴う変更
令和5年6月26日	III リスク対策 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【特定疾病医療受給者証発行システム】 ・特定疾病医療受給者証発行システムでは、システムをインストールした端末でしか参照できず、端末ごとに異なるID・パスワードを付与している。 ・さらに、端末はマイナンバーネットワークにつながっており、ワンタイムパスワードトークンを所持する当該業務に従事する者しか使用できない仕組みになっている。	【指定難病等医療費助成システム】 ・指定難病等医療費助成システムでは、マイナンバー利用事務用ネットワークの利用登録を行ったID・端末でしか参照できず、さらに利用者ごとに異なるID・パスワードを付与している。	事前	再実施に伴う変更
令和5年6月26日	III リスク対策 リスク1 リスクに対する措置の内容	【特定疾病医療受給者証発行システム】 ・業務に従事する職員のみがシステムがインストールされた端末を使用しており、他の職員が使用できないようパスワードトークンや、端末のID、パスワード及びシステムのID、パスワードは本人が適切に管理している。	【指定難病等医療費助成システム】 ・業務に従事する職員のみがシステムを使用しており、他の職員が使用できないよう端末のID、パスワード及びシステムのID、パスワードは本人が適切に管理している。	事前	再実施に伴う変更
令和5年6月26日	III リスク対策 リスク2 リスクに対する措置の内容	【特定疾病医療受給者証発行システム】 ・業務に従事する職員のみがシステムがインストールされた端末を使用しており、他の職員が使用できないようパスワードトークンや、端末のID、パスワード及びシステムのID、パスワードは本人が適切に管理している。	【指定難病等医療費助成システム】 ・業務に従事する職員のみがシステムを使用しており、他の職員が使用できないよう端末のID、パスワード及びシステムのID、パスワードは本人が適切に管理している。	事前	再実施に伴う変更
令和5年6月26日	III リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	【特定疾病医療受給者証発行システムの運用における措置】	【指定難病等医療費助成システムの運用における措置】	事前	再実施に伴う変更
令和5年10月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年10月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年10月2日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	記載内容の変更
令和5年10月2日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	記載内容の変更
令和5年10月2日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	記載内容の変更
令和6年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	指定難病患者のうち、認定基準を満たす者に対して医療受給者証を交付の上、医療費助成を行う。 支給認定に際しては、患者の属する世帯の住民税の課税状況に応じ、自己負担限度額を決定する。 その他、患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証に反映させる。	指定難病患者のうち、認定基準を満たす者に対して医療受給者証を交付の上、医療費助成を行う。 支給認定に際しては、患者の属する世帯の住民税の課税状況に応じ、自己負担限度額を決定する。 その他、患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証に反映させる他、要支援者に対する証明に関する情報を提供する。	事後	記載内容の変更
令和6年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第6号、第44条第1号リ	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 10、14、26、55、56の2、79、87、108の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第6号、第44条第1号リ	事後	記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	指定難病患者のうち、認定基準を満たす者に対して医療受給者証を交付の上、医療費助成を行う。 支給認定に際しては、患者の属する世帯の住民税の課税状況に応じ、自己負担限度額を決定する。 その他、患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証に反映させる他、要支援者に対する証明に関する情報を提供する。また、次のとおりPublic Medical Hub (PMH) 活用した情報連携を行う。 <Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	指定難病患者のうち、認定基準を満たす者に対して医療受給者証を交付の上、医療費助成を行う。 支給認定に際しては、患者の属する世帯の住民税の課税状況に応じ、自己負担限度額を決定する。 その他、患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証に反映させる他、要支援者に対する証明に関する情報を提供する。また、次のとおりPublic Medical Hub (PMH) 活用した情報連携を行う。 <Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	記載内容の変更
令和6年7月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	指定難病等医療費助成システム、統合宛名管理システム、中間サーバ	指定難病等医療費助成システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、Public Medical Hub (PMH)	事前	記載内容の変更
令和6年7月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条各号	番号法第9条第1項 別表第一 7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条各号 番号法19条6号	事前	記載内容の変更
令和6年7月24日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	記載内容の変更
令和6年7月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部感染症等対策室疾病対策課	保健医療部疾病対策課	事後	組織改編
令和6年7月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部健康局疾病対策課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3245 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711	保健医療部疾病対策課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3245 総務部法務文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711	事後	組織改編
令和6年7月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部感染症等対策室疾病対策課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3245	保健医療部疾病対策課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3245	事後	組織改編
令和6年7月24日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年6月28日時点	事後	時点修正
令和6年7月24日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年6月28日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	指定難病患者のうち、認定基準を満たす者に対して医療受給者証を交付の上、医療費助成を行う。 支給認定に際しては、患者の属する世帯の住民税の課税状況に応じ、自己負担限度額を決定する。 その他、患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証に反映させる他、申請に応じて要支援者に対する証明に関する情報を提供する。また、次のとおりPublic Medical Hub (PMH) 活用した情報連携を行う。 <Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務>	指定難病患者のうち、認定基準を満たす者に対して医療受給者証を交付の上、医療費助成を行う。 支給認定に際しては、患者の属する世帯の住民税の課税状況に応じ、自己負担限度額を決定する。 その他、患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証に反映させる他、申請に応じて要支援者に対する証明に関する情報を提供する。また、次のとおりPublic Medical Hub (PMH) 活用した情報連携を行う。 <Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る指定難病医療費の支給に関する事務>	事後	文言修正
令和7年1月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 98の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第71条各号 番号法19条6号	番号法第9条第1項 別表 131の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第71条各号 番号法19条6号	事後	法改正
令和7年1月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 10、14、26、55、56の2、79、87、108の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第30条第6号、第44条第1号 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 120の項 番号法別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3各号	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、80、125、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項	事後	法改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部法務文書課県民情報センター 神戸市 中央区下山手通4-16-3	総務部法務文書課県民情報センター 神戸市 中央区下山手通5-10-1	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月28日時点	令和6年11月21日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月28日時点	令和6年11月21日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	—	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録に係る横断的なガイドラインに従い、宛名登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更
令和7年1月24日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠	—	目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である 対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するような様式を使用している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更